ただ今上程されております　意見書案第11号「長時間労働を規制する法律の早期制定を求める意見書」について反対の立場から討論をいたします。

安倍政権は「働き方改革」を掲げていますが、実際にやろうとしているのは、長時間労働を固定化し、悪化させる「改悪」です。　第一は、残業時間を「年720時間、月100時間まで合法化する」など長時間労働に「お墨付き」を与えることです。年720時間の残業は、休日を除けば1日３時間程度に相当しますから、「１日１１時間労働」を「合法化」するようなものです。「月100時間」は「過労死」してもおかしくない水準で、残業時間が「月100時間」に達していなくても、過労死の労災認定されたケースも少なくありません。いくら会社が「忙しい時期」だからといっても、過労死の危険を冒してまで働かせることを「合法化」するなどあってはならないことです。

第二は、高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の導入という会社が残業代を払わない働かせ方です。どんなに残業をやろうが残業代は１円も払わない、何時間働いても賃金は同じという仕組みで、労働時間にとらわれずに業務量や目標を決定できるようになるなど、長時間労働をさらに悪化させる法改悪そのものです。

長時間労働は、働く人の身体と心の健康を傷つけるとともに、家族や子育て、地域社会など日本社会の健全な発展にも大きな妨げになっています。長時間労働を克服し、過労死を根絶するために、本意見書にあるように、高度プロフェッショナル制度の撤回、長時間労働を規制する法律の早期制定は急務です。

また、提案されている第１項目めの労働時間の延長についての上限規定、第２項目めのインターバル規制については日本共産党も提案している点であり、緊急に取り組むべき課題であります。

しかし、本意見書の中の裁量労働制については疑問を持つものです。裁量労働制の対象業務拡大の断念が要望されていますが、不適切データー発覚により、すでに法案提出は断念されており事実と相違があります。また、提案されております３項目目の健康管理時間の把握については、裁量労働制の導入が前提とされています。そもそも裁量労働制の本質は、みなし労働時間によって、実際に働いた分の残業代を払わなくて良いという点にあり、そのため長時間労働の温床になりやすく、残業代を出さずに済むといったブラック企業の体質を生みだす危険性があるものです。

よって、長時間労働を規制する法律の制定は必要と考えますが、裁量労働制については問題があることを指摘し、本意見書に対し反対討論といたします。